

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市寺内字三千刈110番地の1
秋田活版印刷株式会社
電話 018-888-3500

目 次

条 例

- 秋田市職員定数条例の一部を改正する条例（第61号）…………… 2
- 秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（第62号）…………… 2
- 秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例（第63号）…………… 2
- 秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第64号）…………… 2
- 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（第65号）…………… 3
- 秋田市市民サービスセンター条例の一部を改正する条例（第66号）…………… 3
- 秋田市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（第67号）…………… 4
- 地方独立行政法人市立秋田総合病院に係る重要な財産を定める条例（第68号）…………… 4
- 地方独立行政法人市立秋田総合病院への職員の引継ぎに関する条例（第69号）…………… 4
- 秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例（第70号）…………… 4
- 秋田市母子生活支援施設設置条例の一部を改正する条例（第71号）…………… 4
- 秋田市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例（第72号）…………… 4
- 秋田市営住宅条例の一部を改正する条例（第73号）…………… 5
- 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（第74号）…………… 5

規 則

- 市立秋田総合病院管理規則等を廃止する規則（第35号）…………… 5
- 秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則（第36号）…………… 5
- 秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則（第37号）…………… 5
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第38号）…………… 7

訓 令

- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第9号）…………… 7

告 示

- 平成25年度固定資産税納税通知書、平成25年度固定資産（家屋）価格決定通知書および平成25年度固定資産税賦課額変更通知書の公示送達について（第297号）…………… 8

- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第298号）…………… 8
- 住民票の職権消除について（第299号）…………… 8
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第300号）…………… 9
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第301号）…………… 9
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第302号）…………… 9
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第303号）…………… 9
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第304号）…………… 9
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第305号）…………… 9
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第306号）…………… 9
- 放置自転車等の撤去および保管について（第307号）…………… 9
- 産業廃棄物処理施設の設置に関する申請書類の提出について（第308号）…………… 10
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の取消しについて（第309号）…………… 10
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第310号）…………… 10
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第311号）…………… 11
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第312号）…………… 11
- 生活保護法による施術者の指定および廃止について（第313号）…………… 11
- 生活保護法による介護機関の指定について（第314号）…………… 11
- 転入届の取消しについて（第315号）…………… 12
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第316号）…………… 12
- 住民票の職権消除について（第317号）…………… 12
- 平成25年度第2期、第3期および第4期国民健康保険税督促状の公示送達について（第318号）…………… 12
- 平成23年度、平成24年度および平成25年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第319号）…………… 12
- 平成25年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第320号）…………… 12
- 秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者の指定について（第321号）…………… 13
- 秋田市職業訓練センターの指定管理者の指定について（第322号）…………… 13
- 秋田市雄和観光交流館等の指定管理者の指定について（第323号）…………… 13
- 秋田市河辺岩見温泉の指定管理者の指定について（第324号）…………… 13
- 秋田市八橋老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第325号）…………… 13

- 秋田市旭南老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第326号）13
- 秋田市川口老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第327号）13
- 秋田市外旭川老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第328号）13
- 秋田市河辺老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について（第329号）14
- 平成25年11月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第330号）14
- 平成25年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第331号）32
- 市道路線の廃止について（第332号）41
- 市道路線の認定について（第333号）41
- 道路の区域の決定について（第334号）42
- 道路の区域変更および供用開始について（第335号）43
- 道路の供用開始について（第336号）44
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第337号）44
- 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者の指定について（第338号）44
- 秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者の指定について（第339号）44

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第16号）44

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第77号）44
- 秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名について（第78号）44

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第17号）45

上 水 道 局 告 示

- 公金の徴収事務の委託について（第58号）45
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第59号）45
- 指定給水装置工事業者の指定について（第60号）45
- 指定排水設備工事業者の指定について（第61号）45

公 告

- インフルエンザ定期予防接種について45
- 建築基準法による道路の指定について46
- 開発行為に関する工事の完了について46
- 総合窓口支援システム構築業務の契約締結について46
- 放置自転車等の撤去および保管について46
- インフルエンザ定期予防接種について47
- 農用地利用集積計画の策定について47
- 入札参加希望者の公募について47
- 秋田県収用委員会からの土地収用法施行令に基づく通知について48
- 秋田県収用委員会からの土地収用法施行令に基づく通知について48

- て48
- 秋田県収用委員会からの土地収用法施行令に基づく通知について48

上 水 道 局 告 白

- 受益者負担金の賦課対象区域について49
- 入札参加希望者の公募について49
- 入札参加希望者の公募について49
- 入札参加希望者の公募について50

条 例

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第61号

秋田市職員定数条例の一部を改正する条例
秋田市職員定数条例（昭和24年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 市長の事務部局の職員 1,629人

附 則
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第62号

秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
秋田市職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「および歯科医師」を削る。

附 則
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第63号

秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例
秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成18年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「条例で定める期間は、5年」を「高年齢として条例で定める年齢は、55歳」に改める。

附 則
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第64号

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「当該職員に係る定年退職日から」を「高年齢として」に、「期間さかのぼった日後」を「年齢に達した日以後」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第65号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例
（秋田市職員給与条例の一部改正）

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号ウを削る。

第13条第2項の表中第9号および第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、第22号および第23号を削る。

第18条第1項中「（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては、4万円）」を削り、同項ただし書中「（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては、6万円）」を削る。

第19条中「（医師および歯科医師を除く。）」を削る。

第27条の2第1項中「含む。」の次に「および大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

附則第17項の表中

医療職給料表(2)	6 級
医療職給料表(3)	6 級

を

医療職給料表(2)	6 級
-----------	-----

に

改める。

別表第2のアの表4級の欄を削る。

別表第2のウの表を削る。

（秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成23年秋田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

（給料表の特例）

3 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年秋田市条例第28号）附則第13項に規定する平成17年度職員に対する改正後の条例別表第1のアの表の規定の適用については、改正後の条例別表第1のアの表第4級の欄中

「388,300	「388,300
	388,900
	389,500
	390,100
	390,800
	391,400

392,000

392,600

393,300

393,900

とあるのは 394,500 とする。

395,000

395,700

396,300

396,900

397,500

398,200

398,800

399,400

400,000

400,600」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中秋田市職員給与条例第27条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

2 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第13条第2項の表第21号」を「第13条第2項の表第19号」に改める。

秋田市民サービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第66号

秋田市民サービスセンター条例の一部を改正する条例

秋田市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

秋田市南部市民サービスセンター	秋田市御野場一丁目5番1号	牛島地区、卸町地区、大住地区、仁井田地区、御野場地区、御所野地区、山手台地区、上北手地区および四ツ小屋地区
-----------------	---------------	---

第4条の表に次のように加える。

秋田市南部市民サービスセンター	(1) 多目的ホール (2) 地域文化ホール (3) 和室 (4) 洋室 (5) 調理室 (6) 子育て交流ひろば
-----------------	--

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年5月12日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の秋田市民サービスセンター条例に規定する秋田市南部市民サービスセンターの施設の使用の許可その他の行為は、

この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第67号

秋田市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例

秋田市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第32号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係る廃止前の秋田市病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。

（市立秋田総合病院使用料および手数料条例の廃止）

3 市立秋田総合病院使用料および手数料条例（昭和29年秋田市条例第11号）は、廃止する。

（市立秋田総合病院使用料および手数料条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の日前の診療又は利用に係る廃止前の市立秋田総合病院使用料および手数料条例の規定による使用料および手数料については、なお従前の例による。

（重要な公の施設の廃止および長期かつ独占的な利用に関する条例の一部改正）

5 重要な公の施設の廃止および長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和39年秋田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを第1号ずつ繰り上げる。

地方独立行政法人市立秋田総合病院に係る重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第68号

地方独立行政法人市立秋田総合病院に係る重要な財産を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院に係る重要な財産を定めるものとする。

（重要な財産）

第2条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。）もしくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

地方独立行政法人市立秋田総合病院への職員の引継ぎに関する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第69号

地方独立行政法人市立秋田総合病院への職員の引継ぎに関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院への職員の引継ぎに係る市の内部組織を定めるものとする。

（職員の引継ぎに係る内部組織）

第2条 法第59条第2項に規定する条例で定める市の内部組織は、秋田市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成25年秋田市条例第67号）による廃止前の秋田市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第32号）第2条第2項に規定する市立秋田総合病院とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第70号

秋田市保育所設置条例の一部を改正する条例

秋田市保育所設置条例（昭和27年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市保戸野保育所の項、秋田市手形第一保育所の項および秋田市牛島保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市母子生活支援施設設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第71号

秋田市母子生活支援施設設置条例の一部を改正する条例

秋田市母子生活支援施設設置条例（昭和63年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「20世帯」を「10世帯」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

秋田市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第72号

秋田市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例

秋田市中小企業融資あっせん条例（平成7年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に掲げる」を「および第1号の2に掲げる」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業者および組合等のうち、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第5号までに掲げる者であるものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市中小企業融資あっせん条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる融資について適用し、同日前に行われた融資については、なお従前の例による。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第73号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で」に改め、同号ア中「第3条第3項第3号」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を、「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第74号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「2号俸」を「1号俸」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

規 則

市立秋田総合病院管理規則等を廃止する規則をここに公布する。
平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

市立秋田総合病院管理規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 市立秋田総合病院管理規則（昭和30年秋田市規則第8号）
- (2) 市立秋田総合病院使用料および手数料条例施行規則（昭和30年秋田市規則第9号）
- (3) 秋田市病院事業の財務の特例に関する規則（昭和42年秋田

市規則第15号)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(秋田市病院事業の財務の特例に関する規則の廃止に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日の前日の属する事業年度に係る廃止前の秋田市病院事業の財務の特例に関する規則第90条の規定による決算報告書その他の書類の提出については、なお従前の例による。

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則（平成7年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は「組合等」を「、「組合等」又は「小規模企業者」に、「第2条第1項又は第2項」を「第2条各項」に、「又は組合等」を「組合等又は小規模企業者」に改める。

第4条第2号中「中小企業者および組合等のうち、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第2項各号に掲げる者であるもの（以下「零細企業者」という。）を「小規模企業者」に改める。

別表小口零細企業資金の項中「零細企業者」を「小規模企業者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の規定に基づき、融資を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則

(秋田市職員給与条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条の4第2項および第3項を削る。

別表第2第3号中「（保健所に勤務する職員に限る。）」を削り、同表中第9号および第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第20号までを2号ずつ繰り上げ、同表第21号中

医療職給料表 (1)の適用を受ける職員	市立秋田 総合病院	病院長	月額	475,000円
		副院長	月額	450,000円
		診療局長	月額	435,000円
		診療部長	月額	425,000円

		科長	月額 400,000円
		医長	月額 375,000円
		その他の職員	月額350,000円以内で別に定める額
	保健所	所長	月額450,000円以内で別に定める額
		理事	月額 425,000円

を

医療職給料表(1)の適用を受ける職員	保健所長	月額450,000円以内で別に定める額
	保健所の理事	月額 425,000円

に

改め、同号を同表第19号とし、同表第22号および第23号を削る。
別表第3中

医療職給料表が適用される職員	市立秋田総合病院	病院長	月額 110,100円
		副院長	月額 102,800円
		診療局長	月額 102,800円
		診療部長(相当職を含む。)	月額 89,900円
		科長(相当職を含む。)	月額 71,600円
		医長	月額 59,700円
		薬剤部長	月額 72,700円
		技師長、検査長および薬剤師長(相当職を含む。)	月額 58,900円
		副技師長、副室長、副検査長および副薬剤師長	月額 39,200円
		看護部長	月額 75,800円
		副看護部長(相当職を含む。)	月額 59,200円
		看護師長	月額 49,200円
		別に定める職	月額39,200円以内で別に定める額
		保健所	所長
	理事		月額 89,900円
	次長(相当職を含む。)		月額 72,700円
	課長(相当職を含む。)		月額58,900円(参事にあつては、54,000円)
	課長補佐(相当職を含む。)		月額 49,000円
	食肉衛生検査所	所長	月額 72,700円
		参事	月額 54,000円
		副参事	月額 49,000円

を

医療職給料表が適用される職員	保健所	所長	月額 102,800円
		理事	月額 89,900円
		次長(相当職を含む。)	月額 72,700円
		課長(相当職を含む。)	月額58,900円(参事にあつては、54,000円)
		課長補佐(相当職を含む。)	月額 49,000円
	食肉衛生検査所	所長	月額 72,700円
		参事	月額 54,000円
		副参事	月額 49,000円

に

改める。

別表第4 医療職給料表(2)の項中「、技師長、検査長および薬剤師長」を削り、同表医療職給料表(3)の項を削る。

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年秋田市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第5」を「別表第3」に改める。

第5条中「別表第10」を「別表第8」に改める。

第11条第1項第1号エを削る。

第12条第1項中「別表第17」を「別表第15」に改める。

別表第2および別表第3を次のように改める。

別表第2 医療職給料表(1)級別標準職務表(第3条関係)

職務の級	標準的な職務
1級	医療業務を行う職務
2級	高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
3級	1 保健所長の職務 2 保健所の理事の職務 3 高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務

別表第3 医療職給料表(2)級別標準職務表(第3条関係)

職務の級	標準的な職務
1級	診療放射線技師、臨床検査技師又は歯科衛生士の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 獣医師の職務 3 社会福祉士の職務 4 精神保健福祉士の職務 5 高度の技術又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	高度の技術又は経験に基づき困難な業務を行う職務
4級	1 係長又はこれに相当する職務 2 主査の職務 3 主任の職務 4 高度の技術又は経験に基づき特に困難な業務を行う職務

5 級	1 課長又はこれに相当する職務 2 課長補佐又はこれに相当する職務 3 高度の技術又は経験に基づき極めて困難な業務を行う職務
6 級	1 保健所の次長又はこれに相当する職務 2 食肉衛生検査所長の職務

別表第4および別表第5を次のように改める。

別表第4および別表第5 削除

別表第7中「医師歯科医師」を「医師」に改め、同表の備考の2中「および旧歯学専門学校卒業生」を削る。

別表第8細胞検査士の項、臨床工学技士の項、理学療法士作業療法士の項、栄養士の項および歯科技工士の項を削り、同表の備考中「細胞検査士」および「臨床工学技士、理学療法士、作業療法士」を削り、「栄養士、歯科衛生士および歯科技工士」を「および歯科衛生士」に改める。

別表第9および別表第10を次のように改める。

別表第9および別表第10 削除

別表第14中「医師・歯科医師」を「医師」に改める。

別表第15細胞検査士の項、臨床工学技士の項、理学療法士作業療法士の項、栄養士の項および歯科技工士の項を削る。

別表第16および別表第17を次のように改める。

別表第16および別表第17 削除

別表第18のエの表を削る。

(秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和32年秋田市規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1 医療職給料表(3)の欄を削る。

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第4条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和34年秋田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「又は病院に勤務し、医療業務に従事する医師および歯科医師」を「に勤務する医師」に改める。

第4条中「食肉衛生検査所又は病院」を「又は食肉衛生検査所」に改め、同条ただし書を削り、同条第1号中「獣医師および栄養士」を「および獣医師」に改め、同条第2号中「細胞検査士」、「臨床工学技士、理学療法士、作業療法士」および「歯科技工士」を削る。

第5条を削る。

(秋田市職員の細職名に関する規則の一部改正)

第5条 秋田市職員の細職名に関する規則(昭和56年秋田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号から第21号までを削り、第22号を第17号とし、第23号を第18号とし、第24号を第19号とし、第25号を削り、第26号を第20号とし、第27号を第21号とし、第28号を第22号とし、第29号および第30号を削り、第31号を第23号とし、第32号から第34号までを8号ずつ繰り上げ、第35号を削り、第36号を第27号とし、第37号から第39号までを9号ずつ繰り上げる。

(秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第6条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年秋田市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号を削る。

第7条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

(秋田市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 秋田市職員の退職手当に関する条例施行規則(平成18年秋田市規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表のイの表第2号区分の項第4号中「平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)」を「平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間において適用されていた秋田市職員給与条例(以下「平成18年4月以後平成26年3月以前の給与条例」という。)の旧医療職給料表(3)(秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成25年秋田市条例第65号)第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例の医療職給料表(3)をいう。以下同じ。))」に改め、同表第3号区分の項第4号中「平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)」を「平成18年4月以後平成26年3月以前の給与条例の旧医療職給料表(3)」に改め、同表第4号区分の項第4号中「平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)」を「平成18年4月以後平成26年3月以前の給与条例の旧医療職給料表(3)」に改め、同表第5号区分の項第4号中「平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)」を「平成18年4月以後平成26年3月以前の給与条例の旧医療職給料表(3)」に改め、同表第6号区分の項第4号中「平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表(3)」を「平成18年4月以後平成26年3月以前の給与条例の旧医療職給料表(3)」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第38号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年秋田市規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成25年1月1日」を「平成26年1月1日」に改め、同項中「平成25年1月1日」を「平成26年1月1日」に、「平成24年1月1日」を「平成25年1月1日」に改める。

附則第5項第1号中「6号俸以上」の次に「(55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員(以下「特定職員」という。)にあっては、2号俸以上)」を加え、同項第2号中「4号俸」の次に「(特定職員にあっては、1号俸)」を加え、同項第3号中「3号俸以下」の次に「(特定職員にあっては、零)」を加える。

附則第6項中「平成24年1月1日」を「平成25年1月1日」に改める。

附則第7項中「平成25年1月1日」を「平成26年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第9号

庁 中 一 般

関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

1級	1 工務員、庁務員、校務員等の職務
	2 運転士等の職務
	3 ボイラー技士等の機器の運転、操作、保守等の業務に従事する職員の職務
	4 電話交換手の職務
	5 調理師、調理員等の家政的業務に従事する職員の職務
	6 1から5までに準ずる技能労務的業務に従事する職員の職務

を

1級	1 工務員、庁務員、校務員等の職務
	2 運転士等の職務
	3 ボイラー技士等の機器の運転、操作、保守等の業務に従事する職員の職務
	4 調理師、調理員等の家政的業務に従事する職員の職務
	5 1から4までに準ずる技能労務的業務に従事する職員の職務

に

改める。

別表第3中「電話交換手」を削る。

別表第4の(2)の表中「および電話交換手」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第297号

次の書類は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年12月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
秋田市仁井田潟中町16番16号
遠 間 剛
- 2 送達する書類

平成25年度固定資産税納税通知書、平成25年度固定資産（家屋）価格決定通知書および平成25年度固定資産税賦課額変更通知書

秋田市告示第298号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年12月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指名を受けた者
住所 秋田市外旭川字山崎292番地7
氏名 小 番 紀 征
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市泉北三丁目3番18号
- 3 売りさばき所の名称
セブン-イレブン秋田泉北3丁目店

秋田市告示第299号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年12月3日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市土崎港南一丁目2番32号	日野 幸夫
秋田市將軍野向山13番50号 ルート向山103	福原 隆史

（教示）

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。
さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。
(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第300号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年12月3日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第180号	東通いわま 薬局	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアル ヴェ1階	平成25年 10月1日

秋田市告示第301号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年12月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
所在地 秋田市榎山大元町5番2号
法人名 有限会社ならやま酒店
代表者氏名 代表取締役 石 川 健
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市東通一丁目4番2号
- 3 売りさばき所の名称
ローソン秋田東通一丁目店

秋田市告示第302号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年12月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市旭南三丁目7番9号
氏名 庄 司 成 行
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市中通一丁目2番18号
- 3 売りさばき所の名称
ローソン秋田中通一丁目店

秋田市告示第303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年12月5日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第125号	セントラル 薬局南通店	秋田市南通宮田1番8号	平成25年 9月1日

秋田市告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年12月5日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第127号	赤井ごしょ の薬局	秋田市御所野元町五丁目3番4号	平成25年 10月1日

秋田市告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年12月5日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第126号	さくら薬局 御野場店	秋田市仁井田新田二丁目13番22号	平成25年 10月1日

秋田市告示第306号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年12月5日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
第128号	手形さくら 薬局	秋田市広面字蓮沼21番地1	平成25年 10月1日

秋田市告示第307号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成25年12月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 17台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成25年11月5日から同月29日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成25年12月19日から平成26年6月19日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第308号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けるため、次のとおり同条第2項および第3項に規定する申請書類の提出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年12月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社ストーン
 - (2) 住所 秋田市寺内字神屋敷295番地40
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役 大高 隆児朗
- 2 産業廃棄物処理施設の設置場所
秋田市河辺神内字滝ノ沢3番27ほか7筆
- 3 産業廃棄物処理施設の種類の
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号ロに規定する安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (1) 廃プラスチック類
 - (2) ゴムくず
 - (3) 金属くず
 - (4) ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
 - (5) 工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む。)

- 5 設置許可の申請年月日
平成24年5月9日
- 6 産業廃棄物処理施設設置許可申請書および生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧場所
 - (1) 秋田市寺内蛭根三丁目24番3号
秋田市環境部廃棄物対策課(庁舎3階)
 - (2) 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2
秋田市河辺市民サービスセンター地域支援担当窓口(庁舎1階)
- 7 縦覧の期間
平成25年12月10日から平成26年1月9日まで。ただし、土曜日、日曜日および休日(秋田市の休日を定める条例(平成元年秋田市条例第32号)に規定する休日をいう。)を除く。
- 8 縦覧の時間
午前9時から午後5時まで
- 9 意見書の提出
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間に限り、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- 10 意見書に記載すべき事項(日本語により記載すること。)
 - (1) 意見書の宛名 秋田市長 穂積 志
 - (2) 意見書提出者の氏名、住所および電話番号(法人の場合は、名称、代表者名および事務所又は事業所の住所)
 - (3) 意見の対象となる申請者名および施設の種類の
 - (4) 生活環境の保全上の見地からの意見
- 11 意見書の提出期間
平成26年1月10日から同月23日まで
- 12 意見書の提出先
〒011-0904 秋田市寺内蛭根三丁目24番3号
秋田市環境部廃棄物対策課(庁舎3階)
- 13 意見書の提出方法
持参又は郵送とし、提出期限日までに廃棄物対策課必着とする。なお、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

秋田市告示第309号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定を取り消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年12月9日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類:腎臓に関する医療

指定番号	名 称	所 在 地	取 消年月日
第3号	秋田共立病院	秋田市南通亀の町14番23号	平成25年10月31日

秋田市告示第310号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年12月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称

- 繋自治会
- 2 認可年月日
平成16年11月12日
- 3 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名および住所
変更前 工 藤 忠兵衛
秋田市雄和繋字曾根58番地
変更後 工 藤 秀 一
秋田市雄和繋字宿172番地
- 4 変更年月日
平成24年1月8日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第311号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田
市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさば
き人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年12月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市八橋本町二丁目12番45号
氏名 五十嵐 雄 一
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市八橋南二丁目4番19号
- 3 売りさばき所の名称
セブーンイレブン秋田臨海店

秋田市告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2
（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支
援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてそ
の例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療
支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および
廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年12月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人和光会 共立クリニック	秋田市南通亀の町14番23号	平成25年 11月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
みんなの薬局 山 王	秋田市山王中園町3番3号	平成25年 10月31日
みんなの薬局 さ く ら	秋田市桜一丁目1番6号	平成25年 10月31日
秋田共立病院	秋田市南通亀の町14番23号	平成25年 10月31日
今井眼科医院	秋田市広面字蓮沼87番地1	平成25年 10月31日

秋田市告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する
同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後
の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項
においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助
および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のと
おり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示す
る。

平成25年12月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏名	施術所の 名 称	施術所の 所 在 地	指 定 年月日
齋藤 将隆	サイトウ整骨院	秋田市泉南三 丁目18番10号	平成25年 11月1日
小林 一成	株式会社フレアス フレアス在宅マッ サージ	秋田市広面字 土手下45番地 1 2 F	平成25年 12月1日

2 廃止

氏名	施術所の 名 称	施術所の 所 在 地	廃 止 年月日
田口 大	株式会社フレアス フレアス在宅マッ サージ	秋田市広面字 土手下45番地 1 2 F	平成25年 11月30日

秋田市告示第314号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および
同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平
成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含
む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付
のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法
第55条の2の規定により告示する。

平成25年12月11日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
あったかいごセンター 秋田指定居宅介護 支 援 事 業 所	秋田市土崎港中央三丁目 12番9号	平成25年 11月1日
池田薬局通町店	秋田市大町一丁目2番26 号	平成25年 12月1日
池田薬局東通り店	秋田市東通一丁目25番19 号	平成25年 12月1日
池田薬局山王中園店	秋田市山王中園町10番28 号	平成25年 12月1日
池田薬局中通り店	秋田市中通五丁目7番1 号	平成25年 12月1日
訪問介護わかば中通	秋田市中通五丁目7番1 号	平成25年 11月1日
訪問介護ステーション め ぐ り	秋田市土崎港東一丁目2 番8号	平成25年 11月25日

居宅介護支援事業所 幸	秋田市中通六丁目4番27 号	平成25年 12月1日
----------------	-------------------	----------------

秋田市告示第315号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に基づき平成25年10月29日になされた下記の者に係る転入届は、本人の居住の事実のない錯誤の届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を全て取消し、下記の住民票の写しを無効とする。

平成25年12月12日

秋田市長 穂 積 志
記

1 住民票の写し

- (1) 住 所 秋田県秋田市高陽幸町13番27号
 メディア104
- (2) 氏 名 工藤 征昭（昭和45年11月21日生）
 工藤 紫月（平成8年1月16日生）
- (3) 前 住 所 秋田県大仙市協和船岡字森越11番地50

2 交付年月日

平成25年10月29日から同年12月12日までに交付したもの

秋田市告示第316号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田県条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年12月13日

秋田市長 穂 積 志

1 売りさばき人の指名を受けた者

住所 秋田市広面字土手下53番地2
 ハイムSATO B棟203号室
氏名 木下 順子

2 売りさばき所の所在地

秋田市手形字西谷地31番地

3 売りさばき所の名称

セブン-イレブン秋田手形西谷地店

秋田市告示第317号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年12月19日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市外旭川字四百刈30番地	戸嶋 めぐみ

（教示）

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第318号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

- (1) 平成25年度第2期国民健康保険税督促状
- (2) 平成25年度第3期国民健康保険税督促状
- (3) 平成25年度第4期国民健康保険税督促状

秋田市告示第319号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成23年度、平成24年度および平成25年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第320号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成25年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第321号

秋田市勤労者総合福祉センター等の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市勤労者総合福祉センター
秋田市中高齢労働者福祉センター
秋田市勤労者体育センター
- 2 指定管理者 秋田市御所野地藏田三丁目1番1号
一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会
理事長 原 田 亀 夫
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第322号

秋田市職業訓練センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市職業訓練センター
- 2 指定管理者 秋田市寺内字三千刈321番地1
職業訓練法人秋田中央職業訓練協会
会長 佐 藤 正 勝
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第323号

秋田市雄和観光交流館等の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市雄和観光交流館
秋田市雄和里の家
秋田市雄和観光農産物加工所
秋田市雄和ふるさと温泉
秋田市雄和コテージ
秋田市雄和サイクリングターミナル
- 2 指定管理者 秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
株式会社 雄和振興公社
代表取締役 奥 田 正 樹
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第324号

秋田市河辺岩見温泉の指定管理者を次のとおり指定したので、

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市河辺岩見温泉
- 2 指定管理者 秋田市中通二丁目2番32号
株式会社 東北ダイケン秋田支店
支配人 加 藤 正 男
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

秋田市告示第325号

秋田市八橋老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市八橋老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
会長 野 口 良 孝
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

秋田市告示第326号

秋田市旭南老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市旭南老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市旭南一丁目5番6号
社会福祉法人秋田聖徳会
会長 野 口 周 治 郎
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

秋田市告示第327号

秋田市川口老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年12月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市川口老人デイサービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市太平八田字藤ノ崎231番地3
社会福祉法人晃和会
理事長 伊 藤 二 雄
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

秋田市告示第328号

秋田市外旭川老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年12月24日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名 秋田市外旭川老人デイサービスセンター
 2 指定管理者 秋田市上新城中字片野4番地
 社会福祉法人幸楽会
 理事長 永 田 賢之助
 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

秋田市告示第329号

秋田市河辺老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。
 平成25年12月24日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名 秋田市河辺老人デイサービスセンター
 2 指定管理者 秋田市八橋南一丁目8番2号
 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会
 会長 野 口 良 孝
 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

秋田市告示第330号

平成25年11月29日の「平成25年11月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。
 平成25年12月24日

秋田市長 穂 積 志

平成24年度一般会計歳入歳出決算書

歳 入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	市 税	42,471,850,000	46,474,567,156	42,725,566,046	318,635,075	3,431,487,708	253,716,046
	1 市民税	18,896,898,000	20,210,905,428	18,997,886,277	98,528,070	1,115,059,654	100,988,277
	2 固定資産税	19,346,977,000	21,924,856,311	19,481,916,608	210,755,211	2,232,673,092	134,939,608
	3 軽自動車税	505,601,000	553,022,867	506,448,788	5,457,994	41,180,585	847,788
	4 市たばこ税	2,194,740,000	2,205,255,775	2,205,255,775	0	0	10,515,775
	5 鉱産税	10,800,000	9,529,300	9,529,300	0	0	△1,270,700
	6 特別土地保有税	1,000	0	0	0	0	△1,000
	7 入湯税	31,009,000	30,356,625	30,356,625	0	0	△652,375
	8 事業所税	1,485,824,000	1,540,640,850	1,494,172,673	3,893,800	42,574,377	8,348,673
2	地方譲与税	970,580,000	988,016,495	988,016,495	0	0	17,436,495
	1 地方揮発油譲与税	269,981,000	273,198,000	273,198,000	0	0	3,217,000
	2 自動車重量譲与税	637,836,000	645,405,000	645,405,000	0	0	7,569,000
	3 地方道路譲与税	1,000	1,273	1,273	0	0	273
	4 特別とん譲与税	27,020,000	30,911,222	30,911,222	0	0	3,891,222
	5 航空機燃料譲与税	35,742,000	38,501,000	38,501,000	0	0	2,759,000
3	利子割交付金	90,567,000	101,127,000	101,127,000	0	0	10,560,000
	1 利子割交付金	90,567,000	101,127,000	101,127,000	0	0	10,560,000

4	配当割交付金	35,812,000	42,921,000	42,921,000	0	0	7,109,000
	1 配 当 割 交 付 金	35,812,000	42,921,000	42,921,000	0	0	7,109,000
5	株式等譲渡所得割交付金	9,391,000	9,574,000	9,574,000	0	0	183,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,391,000	9,574,000	9,574,000	0	0	183,000
6	地方消費税交付金	3,289,125,000	3,280,582,000	3,280,582,000	0	0	△8,543,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,289,125,000	3,280,582,000	3,280,582,000	0	0	△8,543,000
7	ゴルフ場利用税交付金	53,458,000	52,827,599	52,827,599	0	0	△630,401
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	53,458,000	52,827,599	52,827,599	0	0	△630,401
8	自動車取得税交付金	199,329,000	224,226,000	224,226,000	0	0	24,897,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	199,329,000	224,226,000	224,226,000	0	0	24,897,000
9	国有提供施設等所在市助成交付金	8,021,000	7,219,000	7,219,000	0	0	△802,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	8,021,000	7,219,000	7,219,000	0	0	△802,000
10	地方特例交付金	190,411,000	190,411,000	190,411,000	0	0	0
	1 地 方 特 例 交 付 金	190,411,000	190,411,000	190,411,000	0	0	0
11	地方交付税	24,414,089,000	26,365,387,000	26,365,387,000	0	0	1,951,298,000
	1 地 方 交 付 税	24,414,089,000	26,365,387,000	26,365,387,000	0	0	1,951,298,000
12	交通安全対策特別交付金	106,000,000	77,852,000	77,852,000	0	0	△28,148,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	106,000,000	77,852,000	77,852,000	0	0	△28,148,000
13	分担金及び負担金	1,252,301,000	1,333,724,905	1,234,760,287	6,243,591	92,721,027	△17,540,713
	1 分 担 金	2,750,000	2,416,453	2,130,453	0	286,000	△619,547
	2 負 担 金	1,249,551,000	1,331,308,452	1,232,629,834	6,243,591	92,435,027	△16,921,166
14	使用料及び手数料	2,539,697,000	2,603,438,221	2,475,777,729	1,006,543	126,653,949	△63,919,271
	1 使 用 料	1,238,944,000	1,345,488,717	1,217,828,225	1,006,543	126,653,949	△21,115,775
	2 手 数 料	1,300,753,000	1,257,949,504	1,257,949,504	0	0	△42,803,496
15	国庫支出金	20,095,247,000	19,583,545,176	18,337,213,176	0	1,246,332,000	△1,758,033,824
	1 国 庫 負 担 金	14,978,105,000	14,417,947,843	14,417,947,843	0	0	△560,157,157
	2 国 庫 補 助 金	5,035,978,000	5,091,010,289	3,844,678,289	0	1,246,332,000	△1,191,299,711

	3 委 託 金	81,164,000	74,587,044	74,587,044	0	0	△6,576,956
16 県 支 出 金		6,792,685,000	6,660,573,932	6,534,195,932	0	126,378,000	△258,489,068
	1 県 負 担 金	2,961,901,000	3,040,263,243	3,040,263,243	0	0	78,362,243
	2 県 補 助 金	3,185,551,000	3,009,521,780	2,883,143,780	0	126,378,000	△302,407,220
	3 委 託 金	645,233,000	610,788,909	610,788,909	0	0	△34,444,091
17 財 産 収 入		277,149,000	382,293,696	379,648,833	0	2,644,863	102,499,833
	1 財 産 運 用 収 入	208,060,000	219,932,009	217,287,146	0	2,644,863	9,227,146
	2 財 産 売 払 収 入	69,089,000	162,361,687	162,361,687	0	0	93,272,687
18 寄 附 金		525,000	4,730,395	4,730,395	0	0	4,205,395
	1 寄 附 金	525,000	4,730,395	4,730,395	0	0	4,205,395
19 繰 入 金		8,021,909,000	5,198,478,000	5,198,478,000	0	0	△2,823,431,000
	1 特 別 会 計 繰 入 金	280,443,000	280,443,000	280,443,000	0	0	0
	2 基 金 繰 入 金	7,741,466,000	4,918,035,000	4,918,035,000	0	0	△2,823,431,000
20 繰 越 金		2,194,197,000	2,194,197,423	2,194,197,423	0	0	423
	1 繰 越 金	2,194,197,000	2,194,197,423	2,194,197,423	0	0	423
21 諸 収 入		6,697,953,000	6,917,835,154	6,770,619,528	5,732,015	141,490,277	72,666,528
	1 延 滞 金、 加 算 金 及 び 過 料	30,001,000	38,131,144	38,137,810	0	0	8,136,810
	2 市 預 金 利 子	3,833,000	3,846,391	3,846,391	0	0	13,391
	3 貸 付 金 元 利 収 入	5,342,714,000	5,232,387,645	5,221,004,420	0	11,383,225	△121,709,580
	4 受 託 事 業 収 入	195,142,000	152,165,785	152,165,785	0	0	△42,976,215
	5 雑 入	1,126,263,000	1,491,304,189	1,355,465,122	5,732,015	130,107,052	229,202,122
22 市 債		16,140,700,000	13,343,800,000	13,343,800,000	0	0	△2,796,900,000
	1 市 債	16,140,700,000	13,343,800,000	13,343,800,000	0	0	△2,796,900,000
歳 入 合 計		135,850,996,000	136,037,327,152	130,539,130,443	331,617,224	5,167,707,824	△5,311,865,557

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	議会費	769,607,000	762,651,523	0	6,955,477	6,955,477
	1 議会費	769,607,000	762,651,523	0	6,955,477	6,955,477
2	総務費	21,644,715,000	21,314,248,438	49,823,000	280,643,562	330,466,562
	1 総務管理費	19,623,115,000	19,365,244,586	49,823,000	208,047,414	257,870,414
	2 徴税費	1,094,443,000	1,073,343,019	0	21,099,981	21,099,981
	3 戸籍住民 基本台帳費	541,263,000	534,341,326	0	6,921,674	6,921,674
	4 選挙費	228,823,000	192,264,300	0	36,558,700	36,558,700
	5 統計調査費	62,529,000	57,939,544	0	4,589,456	4,589,456
	6 監査委員費	94,542,000	91,115,663	0	3,426,337	3,426,337
3	民生費	41,627,850,000	40,887,323,062	2,055,000	738,471,938	740,526,938
	1 社会福祉費	18,660,348,000	18,258,985,503	0	401,362,497	401,362,497
	2 児童福祉費	13,084,713,000	12,870,008,549	2,055,000	212,649,451	214,704,451
	3 生活保護費	9,832,142,000	9,711,001,225	0	121,140,775	121,140,775
	4 国民年金費	48,297,000	46,127,785	0	2,169,215	2,169,215
	5 災害救助費	2,350,000	1,200,000	0	1,150,000	1,150,000
4	衛生費	9,310,815,000	8,826,795,153	80,350,000	403,669,847	484,019,847
	1 環境衛生費	550,367,000	512,209,225	9,095,000	29,062,775	38,157,775
	2 保健所費	1,675,267,000	1,537,142,145	0	138,124,855	138,124,855
	3 清掃費	4,757,050,000	4,535,155,103	0	221,894,897	221,894,897
	4 病院費	1,186,478,000	1,185,080,000	0	1,398,000	1,398,000
	5 上水道費	411,935,000	340,680,000	71,255,000	0	71,255,000
	6 食肉衛生 検査所費	155,825,000	151,450,934	0	4,374,066	4,374,066
	7 母子衛生費	573,893,000	565,077,746	0	8,815,254	8,815,254
5	労働費	423,059,000	419,002,595	0	4,056,405	4,056,405
	1 労働諸費	423,059,000	419,002,595	0	4,056,405	4,056,405

6 農林水産業費	2,610,420,000	1,932,758,161	464,775,000	212,886,839	677,661,839
1 農 業 費	1,649,868,000	1,145,364,527	322,095,000	182,408,473	504,503,473
2 農 業 集 落 排 水 費	546,806,000	546,806,000	0	0	0
3 林 業 費	413,746,000	240,587,634	142,680,000	30,478,366	173,158,366
7 商 工 費	7,084,837,000	7,006,379,968	0	78,457,032	78,457,032
1 商 工 費	7,084,837,000	7,006,379,968	0	78,457,032	78,457,032
8 土 木 費	19,137,784,000	15,727,154,972	2,706,865,000	703,764,028	3,410,629,028
1 土木管理費	337,906,000	322,063,702	10,250,000	5,592,298	15,842,298
2 道 路 橋りょう費	7,533,986,000	5,996,412,249	1,345,136,000	192,437,751	1,537,573,751
3 河 川 費	156,753,000	121,731,946	25,802,000	9,219,054	35,021,054
4 港 湾 費	184,365,000	168,482,733	9,907,000	5,975,267	15,882,267
5 都市計画費	5,512,497,000	3,753,411,192	1,287,436,000	471,649,808	1,759,085,808
6 下 水 道 費	4,871,906,000	4,871,906,000	0	0	0
7 住 宅 費	540,371,000	493,147,150	28,334,000	18,889,850	47,223,850
9 消 防 費	4,733,360,000	4,658,019,602	52,043,000	23,297,398	75,340,398
1 消 防 費	4,733,360,000	4,658,019,602	52,043,000	23,297,398	75,340,398
10 教 育 費	12,794,403,000	11,782,987,907	439,894,000	571,521,093	1,011,415,093
1 教育総務費	2,107,379,000	2,045,454,876	0	61,924,124	61,924,124
2 小 学 校 費	2,632,943,000	2,411,538,767	11,856,000	209,548,233	221,404,233
3 中 学 校 費	3,042,981,000	2,461,427,857	428,038,000	153,515,143	581,553,143
4 高等学校費	841,809,000	831,000,255	0	10,808,745	10,808,745
5 社会教育費	2,210,859,000	2,140,009,093	0	70,849,907	70,849,907
6 保健体育費	485,417,000	474,582,676	0	10,834,324	10,834,324
7 専修学校費	108,173,000	105,484,382	0	2,688,618	2,688,618
8 短期大学費	666,162,000	651,938,187	0	14,223,813	14,223,813
9 大 学 費	698,680,000	661,551,814	0	37,128,186	37,128,186
11 災害復旧費	224,519,000	192,180,289	0	32,338,711	32,338,711

	1 農林水産施設 災害復旧費	37,724,000	29,123,850	0	8,600,150	8,600,150
	2 公共土木施設 災害復旧費	110,872,000	96,723,269	0	14,148,731	14,148,731
	3 教育施設 災害復旧費	40,937,000	35,766,800	0	5,170,200	5,170,200
	4 その他公共施設・ 公用施設災害復旧費	34,986,000	30,566,370	0	4,419,630	4,419,630
12	公 債 費	15,429,004,000	15,401,942,598	0	27,061,402	27,061,402
	1 公 債 費	15,429,004,000	15,401,942,598	0	27,061,402	27,061,402
13	諸支出金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 雑支出	1,000	0	0	1,000	1,000
14	予備費	60,622,000	0	0	60,622,000	60,622,000
	1 予備費	60,622,000	0	0	60,622,000	60,622,000
	歳 出 合 計	135,850,996,000	128,911,444,268	3,795,805,000	3,143,746,732	6,939,551,732

歳入歳出差引残額 1,627,686,175円

平成24年度土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	国庫支出金	799,765,000	715,155,000	273,381,000	0	441,774,000	△526,384,000
	1 国庫補助金	799,765,000	715,155,000	273,381,000	0	441,774,000	△526,384,000
2	換地清算金	1,000	2,831,549	420,000	0	2,411,549	419,000
	1 換地清算金	1,000	2,831,549	420,000	0	2,411,549	419,000
3	財産収入	2,471,000	6,814,287	6,624,092	0	190,195	4,153,092
	1 財産売払 収入	2,471,000	6,814,287	6,624,092	0	190,195	4,153,092
4	繰入金	1,585,685,000	1,465,051,000	756,477,000	0	708,574,000	△829,208,000
	1 繰入金	1,585,685,000	1,465,051,000	756,477,000	0	708,574,000	△829,208,000
5	繰越金	20,000,000	112,874,545	112,874,545	0	0	92,874,545
	1 繰越金	20,000,000	112,874,545	112,874,545	0	0	92,874,545
	歳 入 合 計	2,407,922,000	2,302,726,381	1,149,776,637	0	1,152,949,744	△1,258,145,363

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	事業費	2,405,422,000	1,026,224,710	1,150,348,000	228,849,290	1,379,197,290
	1 土地区画 整理費	2,405,422,000	1,026,224,710	1,150,348,000	228,849,290	1,379,197,290
2	公債費	1,500,000	114,063	0	1,385,937	1,385,937
	1 公債費	1,500,000	114,063	0	1,385,937	1,385,937
3	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		2,407,922,000	1,026,338,773	1,150,348,000	231,235,227	1,381,583,227

歳入歳出差引残額 123,437,864円

平成24年度市有林会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	県支出金	6,801,000	6,582,726	6,582,726	0	0	△218,274
	1 県補助金	6,801,000	6,582,726	6,582,726	0	0	△218,274
2	財産収入	15,731,000	39,306,277	39,306,277	0	0	23,575,277
	1 財産運用 収入	2,923,000	2,468,692	2,468,692	0	0	△454,308
	2 財産売払 収入	12,778,000	36,789,285	36,789,285	0	0	24,011,285
	3 分収林収入	30,000	48,300	48,300	0	0	18,300
3	繰入金	84,630,000	77,843,000	77,843,000	0	0	△6,787,000
	1 繰入金	84,630,000	77,843,000	77,843,000	0	0	△6,787,000
4	繰越金	20,300,000	28,981,724	28,981,724	0	0	8,681,724
	1 繰越金	20,300,000	28,981,724	28,981,724	0	0	8,681,724
5	諸収入	1,898,000	432,566	432,566	0	0	△1,465,434
	1 雑収入	1,898,000	432,566	432,566	0	0	△1,465,434
6	市債	18,400,000	17,800,000	17,800,000	0	0	△600,000
	1 市債	18,400,000	17,800,000	17,800,000	0	0	△600,000
歳入合計		147,760,000	170,946,293	170,946,293	0	0	23,186,293

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	28,837,000	27,546,504	0	1,290,496	1,290,496
	1 総務管理費	28,837,000	27,546,504	0	1,290,496	1,290,496
2	事業費	36,316,000	31,124,349	0	5,191,651	5,191,651
	1 造林事業費	36,316,000	31,124,349	0	5,191,651	5,191,651
3	公債費	71,060,000	70,493,722	0	566,278	566,278
	1 公債費	71,060,000	70,493,722	0	566,278	566,278
4	諸支出金	11,347,000	11,181,755	0	165,245	165,245
	1 分収交付金	11,347,000	11,181,755	0	165,245	165,245
5	予備費	200,000	0	0	200,000	200,000
	1 予備費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳出合計		147,760,000	140,346,330	0	7,413,670	7,413,670

歳入歳出差引残額 30,599,963円

平成24年度市営墓地会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	54,075,000	54,181,787	54,150,336	0	31,451	75,336
	1 使用料	35,844,000	35,855,680	35,855,680	0	0	11,680
	2 手数料	18,231,000	18,326,107	18,294,656	0	31,451	63,656
2	繰入金	15,000,000	12,027,750	12,027,750	0	0	△2,972,250
	1 繰入金	15,000,000	12,027,750	12,027,750	0	0	△2,972,250
3	繰越金	5,246,000	5,246,148	5,246,148	0	0	148
	1 繰越金	5,246,000	5,246,148	5,246,148	0	0	148
4	諸収入	45,000	59,019	59,019	0	0	14,019
	1 雑入	45,000	59,019	59,019	0	0	14,019
歳入合計		74,366,000	71,514,704	71,483,253	0	31,451	△2,882,747

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	58,266,000	54,235,628	0	4,030,372	4,030,372
	1 総務管理費	37,326,000	33,295,628	0	4,030,372	4,030,372
	2 繰出金	20,940,000	20,940,000	0	0	0
2	事業費	15,000,000	12,027,750	0	2,972,250	2,972,250
	1 事業費	15,000,000	12,027,750	0	2,972,250	2,972,250
3	公債費	100,000	0	0	100,000	100,000
	1 公債費	100,000	0	0	100,000	100,000
4	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		74,366,000	66,263,378	0	8,102,622	8,102,622

歳入歳出差引残額 5,219,875円

平成24年度中央卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	19,052,000	19,938,334	19,938,334	0	0	886,334
	1 使用料	19,052,000	19,938,334	19,938,334	0	0	886,334
2	繰入金	48,046,000	48,046,000	48,046,000	0	0	0
	1 繰入金	48,046,000	48,046,000	48,046,000	0	0	0
3	繰越金	10,613,000	23,326,410	23,326,410	0	0	12,713,410
	1 繰越金	10,613,000	23,326,410	23,326,410	0	0	12,713,410
4	諸収入	15,184,000	15,006,468	15,006,468	0	0	△177,532
	1 貸付金 元利収入	15,004,000	15,003,709	15,003,709	0	0	△291
	2 雑入	180,000	2,759	2,759	0	0	△177,241
5	県支出金	209,445,000	166,147,000	166,147,000	0	0	△43,298,000
	1 県補助金	209,445,000	166,147,000	166,147,000	0	0	△43,298,000

6 市 債	505,500,000	352,300,000	352,300,000	0	0	△153,200,000
1 市 債	505,500,000	352,300,000	352,300,000	0	0	△153,200,000
歳 入 合 計	807,840,000	624,764,212	624,764,212	0	0	△183,075,788

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		54,971,000	46,511,919	0	8,459,081	8,459,081
1 総務管理費		54,971,000	46,511,919	0	8,459,081	8,459,081
2 公債費		37,802,000	37,634,065	0	167,935	167,935
1 公債費		37,802,000	37,634,065	0	167,935	167,935
3 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
1 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
4 事業費		714,967,000	518,743,050	0	196,223,950	196,223,950
1 中央卸売市場 施設整備費		714,967,000	518,743,050	0	196,223,950	196,223,950
歳 出 合 計		807,840,000	602,889,034	0	204,950,966	204,950,966

歳入歳出差引残額 21,875,178円

平成24年度公設地方卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		174,790,000	178,815,444	176,249,917	1,872,974	692,553	1,459,917
1 使 用 料		174,789,000	178,807,644	176,242,117	1,872,974	692,553	1,453,117
2 手 数 料		1,000	7,800	7,800	0	0	6,800
2 国庫支出金		21,120,000	19,014,000	2,034,000	0	16,980,000	△19,086,000
1 国庫補助金		21,120,000	19,014,000	2,034,000	0	16,980,000	△19,086,000
3 繰 入 金		103,946,000	100,133,000	100,133,000	0	0	△3,813,000
1 繰 入 金		103,946,000	100,133,000	100,133,000	0	0	△3,813,000
4 諸 収 入		65,069,000	72,231,634	68,533,718	0	3,697,916	3,464,718
1 貸 付 金 元 利 収 入		65,020,000	65,016,071	65,016,071	0	0	△3,929

	2 雑 入	49,000	7,215,563	3,517,647	0	3,697,916	3,468,647
5 市 債		41,900,000	5,300,000	5,300,000	0	0	△36,600,000
	1 市 債	41,900,000	5,300,000	5,300,000	0	0	△36,600,000
歳 入 合 計		406,825,000	375,494,078	352,250,635	1,872,974	21,370,469	△54,574,365

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総 務 費		206,139,000	198,722,766	0	7,416,234	7,416,234
	1 総務管理費	206,139,000	198,722,766	0	7,416,234	7,416,234
2 事 業 費		63,361,000	6,590,850	50,940,000	5,830,150	56,770,150
	1 地方卸売市場 施設整備費	63,361,000	6,590,850	50,940,000	5,830,150	56,770,150
3 公 債 費		125,375,000	124,633,675	0	741,325	741,325
	1 公 債 費	125,375,000	124,633,675	0	741,325	741,325
4 予 備 費		400,000	0	0	400,000	400,000
	1 予 備 費	400,000	0	0	400,000	400,000
5 災 害 復 旧 費		11,550,000	11,224,500	0	325,500	325,500
	1 地方卸売市場 施設災害復旧費	11,550,000	11,224,500	0	325,500	325,500
歳 出 合 計		406,825,000	341,171,791	50,940,000	14,713,209	65,653,209

歳入歳出差引残額 11,078,844円

平成24年度大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		91,985,000	81,849,909	81,849,909	0	0	△10,135,091
	1 使 用 料	91,985,000	81,849,909	81,849,909	0	0	△10,135,091
2 寄 附 金		1,000	188,000	188,000	0	0	187,000
	1 寄 附 金	1,000	188,000	188,000	0	0	187,000
3 繰 入 金		380,890,000	376,980,000	376,980,000	0	0	△3,910,000
	1 繰 入 金	380,890,000	376,980,000	376,980,000	0	0	△3,910,000

4 繰越金		1,000	2,851,733	2,851,733	0	0	2,850,733
	1 繰越金	1,000	2,851,733	2,851,733	0	0	2,850,733
5 諸収入		9,192,000	9,657,039	9,657,039	0	0	465,039
	1 雑入	9,192,000	9,657,039	9,657,039	0	0	465,039
歳入合計		482,069,000	471,526,681	471,526,681	0	0	△10,542,319

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		392,237,000	388,769,424	0	3,467,576	3,467,576
	1 総務管理費	392,237,000	388,769,424	0	3,467,576	3,467,576
2 事業費		39,801,000	33,424,650	0	6,376,350	6,376,350
	1 動物園施設整備費	39,801,000	33,424,650	0	6,376,350	6,376,350
3 公債費		49,931,000	49,331,120	0	599,880	599,880
	1 公債費	49,931,000	49,331,120	0	599,880	599,880
4 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳出合計		482,069,000	471,525,194	0	10,543,806	10,543,806

歳入歳出差引残額 1,487円

平成24年度廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 発電収入		342,190,000	341,244,892	341,244,892	0	0	△945,108
	1 発電収入	342,190,000	341,244,892	341,244,892	0	0	△945,108
2 繰越金		1,000	1,200	1,200	0	0	200
	1 繰越金	1,000	1,200	1,200	0	0	200
歳入合計		342,191,000	341,246,092	341,246,092	0	0	△944,908

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	15,909,000	14,724,600	0	1,184,400	1,184,400
	1 総務管理費	15,909,000	14,724,600	0	1,184,400	1,184,400
2	繰出金	259,503,000	259,503,000	0	0	0
	1 一般会計 繰出金	259,503,000	259,503,000	0	0	0
3	公債費	66,779,000	66,126,790	0	652,210	652,210
	1 公債費	66,779,000	66,126,790	0	652,210	652,210
歳出合計		342,191,000	340,354,390	0	1,836,610	1,836,610

歳入歳出差引残額 891,702円

平成24年度国民健康保険事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	国民健康保険税	5,969,533,000	10,386,525,832	5,925,889,499	761,441,735	3,701,803,698	△43,643,501
	1 国民健康 保 險 税	5,969,533,000	10,386,525,832	5,925,889,499	761,441,735	3,701,803,698	△43,643,501
2	使用料及び手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 手 数 料	1,000	0	0	0	0	△1,000
3	国庫支出金	7,484,981,000	7,432,769,762	7,432,769,762	0	0	△52,211,238
	1 国庫負担金	5,130,499,000	5,307,000,526	5,307,000,526	0	0	176,501,526
	2 国庫補助金	2,354,482,000	2,125,769,236	2,125,769,236	0	0	△228,712,764
4	療養給付費交付金	1,676,548,000	1,611,801,035	1,611,801,035	0	0	△64,746,965
	1 療養給付費 交 付 金	1,676,548,000	1,611,801,035	1,611,801,035	0	0	△64,746,965
5	前期高齢者交付金	8,449,350,000	8,449,350,734	8,449,350,734	0	0	734
	1 前期高齢者 交 付 金	8,449,350,000	8,449,350,734	8,449,350,734	0	0	734
6	県支出金	1,766,154,000	1,749,780,507	1,749,780,507	0	0	△16,373,493
	1 県負担金	279,534,000	270,835,507	270,835,507	0	0	△8,698,493
	2 県補助金	1,486,620,000	1,478,945,000	1,478,945,000	0	0	△7,675,000

7 共同事業交付金	4,744,111,000	4,744,611,790	4,744,611,790	0	0	500,790
1 共同事業交付金	4,744,111,000	4,744,611,790	4,744,611,790	0	0	500,790
8 財産収入	788,000	787,038	787,038	0	0	△962
1 財産運用収入	788,000	787,038	787,038	0	0	△962
9 繰入金	1,998,988,000	1,989,526,074	1,989,526,074	0	0	△9,461,926
1 一般会計繰入金	1,998,988,000	1,989,526,074	1,989,526,074	0	0	△9,461,926
10 繰越金	745,607,000	745,607,014	745,607,014	0	0	14
1 繰越金	745,607,000	745,607,014	745,607,014	0	0	14
11 諸収入	15,206,000	16,684,365	15,399,678	50,482	1,234,205	193,678
1 延滞金、金 加算及び過料	3,640,000	846,300	846,300	0	0	△2,793,700
2 預金利子	0	0	0	0	0	0
3 雑入	11,566,000	15,838,065	14,553,378	50,482	1,234,205	2,987,378
歳入合計	32,851,267,000	37,127,444,151	32,665,523,131	761,492,217	3,703,037,903	△185,743,869

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		166,098,000	156,320,786	0	9,777,214	9,777,214
	1 総務管理費	70,699,000	69,237,944	0	1,461,056	1,461,056
	2 徴税費	92,833,000	84,812,289	0	8,020,711	8,020,711
	3 運営協議会費	224,000	153,380	0	70,620	70,620
	4 収納率向上特別対策事業費	2,342,000	2,117,173	0	224,827	224,827
2 保険給付費		21,905,957,000	21,558,580,697	0	347,376,303	347,376,303
	1 療養諸費	19,418,856,000	19,091,149,124	0	327,706,876	327,706,876
	2 高額療養費	2,376,902,000	2,357,935,950	0	18,966,050	18,966,050
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児諸費	86,547,000	86,545,623	0	1,377	1,377
	5 葬祭諸費	23,650,000	22,950,000	0	700,000	700,000

3 後期高齢者支援金等	3,611,009,000	3,610,982,402	0	26,598	26,598
1 後期高齢者支援金等	3,611,009,000	3,610,982,402	0	26,598	26,598
4 前期高齢者納付金等	3,783,000	3,781,446	0	1,554	1,554
1 前期高齢者納付金等	3,783,000	3,781,446	0	1,554	1,554
5 老人保健拠出金	587,000	585,895	0	1,105	1,105
1 老人保健拠出金	587,000	585,895	0	1,105	1,105
6 介護納付金	1,563,096,000	1,563,095,912	0	88	88
1 介護納付金	1,563,096,000	1,563,095,912	0	88	88
7 共同事業拠出金	4,665,148,000	4,587,407,314	0	77,740,686	77,740,686
1 共同事業拠出金	4,665,148,000	4,587,407,314	0	77,740,686	77,740,686
8 保健事業費	265,909,000	246,535,012	0	19,373,988	19,373,988
1 特定健康診査等事業費	172,605,000	156,376,279	0	16,228,721	16,228,721
2 保健事業費	93,304,000	90,158,733	0	3,145,267	3,145,267
9 基金積立金	200,788,000	200,788,000	0	0	0
1 基金積立金	200,788,000	200,788,000	0	0	0
10 公債費	10,000,000	688,857	0	9,311,143	9,311,143
1 公債費	10,000,000	688,857	0	9,311,143	9,311,143
11 諸支出金	259,316,000	245,735,207	0	13,580,793	13,580,793
1 償還金及び還付加算金	259,315,000	245,735,207	0	13,579,793	13,579,793
2 一部負担金	1,000	0	0	1,000	1,000
12 予備費	199,576,000	0	0	199,576,000	199,576,000
1 予備費	199,576,000	0	0	199,576,000	199,576,000
歳出合計	32,851,267,000	32,174,501,528	0	676,765,472	676,765,472

歳入歳出差引残額 491,021,603円

平成24年度母子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	繰入金	7,115,000	982,498	982,498	0	0	△6,132,502
	1 繰入金	7,115,000	982,498	982,498	0	0	△6,132,502
2	繰越金	23,655,000	42,637,452	42,637,452	0	0	18,982,452
	1 繰越金	23,655,000	42,637,452	42,637,452	0	0	18,982,452
3	諸収入	40,642,000	94,424,731	49,558,338	0	44,866,393	8,916,338
	1 貸付金 元利収入	40,641,000	90,581,031	48,735,338	0	41,845,693	8,094,338
	2 雑入	1,000	3,843,700	823,000	0	3,020,700	822,000
4	市債	10,430,000	0	0	0	0	△10,430,000
	1 市債	10,430,000	0	0	0	0	△10,430,000
歳入合計		81,842,000	138,044,681	93,178,288	0	44,866,393	11,336,288

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	母子寡婦福祉資金貸付事業費	81,342,000	42,794,844	0	38,547,156	38,547,156
	1 母子寡婦 福祉資金 貸付事業費	81,342,000	42,794,844	0	38,547,156	38,547,156
2	公債費	500,000	386	0	499,614	499,614
	1 公債費	500,000	386	0	499,614	499,614
歳出合計		81,842,000	42,795,230	0	39,046,770	39,046,770

歳入歳出差引残額 50,383,058円

平成24年度介護保険事業会計歳入歳出決算書

(保険事業勘定)

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	保険料	4,645,150,000	4,842,637,597	4,653,865,128	49,087,170	141,844,733	8,715,128
	1 介護保険料	4,645,150,000	4,842,637,597	4,653,865,128	49,087,170	141,844,733	8,715,128
2	手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000

	1 手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 国庫支出金		6,198,485,000	6,268,249,432	6,268,249,432	0	0	69,764,432
	1 国庫負担金	4,614,134,000	4,592,980,772	4,592,980,772	0	0	△21,153,228
	2 国庫補助金	1,584,351,000	1,675,268,660	1,675,268,660	0	0	90,917,660
4 支払基金交付金		7,371,694,000	7,330,151,220	7,330,151,220	0	0	△41,542,780
	1 支払基金交付金	7,371,694,000	7,330,151,220	7,330,151,220	0	0	△41,542,780
5 県支出金		3,876,611,000	3,895,253,351	3,895,253,351	0	0	18,642,351
	1 県負担金	3,593,070,000	3,612,385,487	3,612,385,487	0	0	19,315,487
	2 県補助金	283,541,000	282,867,864	282,867,864	0	0	△673,136
6 財産収入		750,000	616,765	616,765	0	0	△133,235
	1 基金運用収入	750,000	616,765	616,765	0	0	△133,235
7 繰入金		4,188,369,000	4,059,929,769	4,059,929,769	0	0	△128,439,231
	1 一般会計繰入金	3,578,306,000	3,449,866,769	3,449,866,769	0	0	△128,439,231
	2 基金繰入金	610,063,000	610,063,000	610,063,000	0	0	0
8 繰越金		2,282,000	2,282,284	2,282,284	0	0	284
	1 繰越金	2,282,000	2,282,284	2,282,284	0	0	284
9 諸収入		3,000	405,588	405,588	0	0	402,588
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	108,700	108,700	0	0	107,700
	2 雑入	2,000	296,888	296,888	0	0	294,888
歳入合計		26,283,345,000	26,399,526,006	26,210,753,537	49,087,170	141,844,733	△72,591,463

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		314,612,000	282,150,395	0	32,461,605	32,461,605
	1 総務管理費	314,612,000	282,150,395	0	32,461,605	32,461,605
2 保険給付費		25,324,235,000	24,848,839,364	0	475,395,636	475,395,636
	1 介護サービス等諸費	22,489,124,000	22,120,309,205	0	368,814,795	368,814,795

	2 介護予防サービス等諸費	1,041,038,000	1,022,599,583	0	18,438,417	18,438,417
	3 高額介護サービス等費	503,775,000	503,774,820	0	180	180
	4 特定入所者介護サービス等費	1,253,445,000	1,166,079,981	0	87,365,019	87,365,019
	5 その他諸費	36,853,000	36,075,775	0	777,225	777,225
3	財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
4	地域支援事業費	365,199,000	337,708,100	0	27,490,900	27,490,900
	1 介護予防事業費	92,241,000	73,065,049	0	19,175,951	19,175,951
	2 包括的支援事業・任意事業費	272,958,000	264,643,051	0	8,314,949	8,314,949
5	基金積立金	231,247,000	231,115,000	0	132,000	132,000
	1 基金積立金	231,247,000	231,115,000	0	132,000	132,000
6	公債費	2,000,000	411,577	0	1,588,423	1,588,423
	1 公債費	2,000,000	411,577	0	1,588,423	1,588,423
7	諸支出金	16,051,000	14,783,302	0	1,267,698	1,267,698
	1 償還金及び還付加算金	16,051,000	14,783,302	0	1,267,698	1,267,698
8	予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
	1 予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
歳出合計		26,283,345,000	25,715,007,738	0	568,337,262	568,337,262

歳入歳出差引残額 495,745,799円

平成24年度後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	後期高齢者医療保険料	2,545,237,000	2,556,259,400	2,525,835,500	2,909,700	31,371,000	△19,401,500
	1 後期高齢者医療保険料	2,545,237,000	2,556,259,400	2,525,835,500	2,909,700	31,371,000	△19,401,500
2	使用料及び手数料	1,000	300	300	0	0	△700
	1 手数料	1,000	300	300	0	0	△700
3	繰入金	623,338,000	623,337,981	623,337,981	0	0	△19
	1 一般会計繰入金	623,338,000	623,337,981	623,337,981	0	0	△19

4 繰越金		25,064,000	66,041,300	66,041,300	0	0	40,977,300
1 繰越金		25,064,000	66,041,300	66,041,300	0	0	40,977,300
5 諸収入		15,700,000	7,714,310	7,714,310	0	0	△7,985,690
1 延滞金、 加算金 及び過料		378,000	428,700	428,700	0	0	50,700
2 償還金及び 還付加算金		10,257,000	3,486,500	3,486,500	0	0	△6,770,500
3 預金利子		1,000	0	0	0	0	△1,000
4 雑入		5,064,000	3,799,110	3,799,110	0	0	△1,264,890
歳入合計		3,209,340,000	3,253,353,291	3,222,929,391	2,909,700	31,371,000	13,589,391

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		68,340,000	60,307,769	0	8,032,231	8,032,231
1 総務管理費		19,418,000	17,358,239	0	2,059,761	2,059,761
2 徴収費		48,922,000	42,949,530	0	5,972,470	5,972,470
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,120,543,000	3,100,514,381	0	20,028,619	20,028,619
1 後期高齢者 医療広域連合 納付金		3,120,543,000	3,100,514,381	0	20,028,619	20,028,619
3 公債費		200,000	29,055	0	170,945	170,945
1 公債費		200,000	29,055	0	170,945	170,945
4 諸支出金		10,257,000	3,486,500	0	6,770,500	6,770,500
1 償還金及び 還付加算金		10,257,000	3,486,500	0	6,770,500	6,770,500
5 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
1 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳出合計		3,209,340,000	3,164,337,705	0	45,002,295	45,002,295

歳入歳出差引残額 58,591,686円

秋田市告示第331号

平成25年12月20日の「平成25年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成25年12月24日

秋田市長 穂 積 志

平成25年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

平成25年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定め

るところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,156,672千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)
第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。
(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。
(市債の補正)
第4条 市債の補正は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 17,292,405	千円 41,746	千円 17,334,151
	1 国庫負担金	14,447,140	20,000	14,467,140
	2 国庫補助金	2,767,725	21,746	2,789,471
16 県支出金		6,971,833	60,093	7,031,926
	2 県補助金	3,143,057	60,093	3,203,150
20 繰越金		1,187,001	100,103	1,287,104
	1 繰越金	1,187,001	100,103	1,287,104
22 市債		11,533,800	70,600	11,604,400
	1 市債	11,533,800	70,600	11,604,400
歳 入	合 計	122,884,130	272,542	123,156,672

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 15,371,045	千円 1,000	千円 15,372,045
	1 総務管理費	13,515,294	1,000	13,516,294
3 民 生 費		43,739,741	43,207	43,782,948
	1 社会福祉費	20,721,301	37,420	20,758,721
	2 児童福祉費	13,491,042	5,787	13,496,829
4 衛 生 費		8,640,002	28,803	8,668,805
	7 母子衛生費	565,976	28,803	594,779
5 労 働 費		394,885	567	395,452
	1 労働諸費	394,885	567	395,452
6 農林水産業費		2,198,784	14,337	2,213,121
	1 農業費	1,365,350	5,097	1,370,447

	3 林業費	237,340	9,240	246,580
7 商 工 費		6,640,607	14,451	6,655,058
	1 商工費	6,640,607	14,451	6,655,058
8 土 木 費		13,828,237	27,741	13,855,978
	4 港湾費	163,530	5,741	169,271
	7 住宅費	580,067	22,000	602,067
10 教 育 費		11,979,082	84,413	12,063,495
	5 社会教育費	1,762,572	71,395	1,833,967
	7 専修学校費	115,245	13,018	128,263
11 災害復旧費		10,505	58,023	68,528
	1 農林水産施設災害復旧費	10,502	23,023	33,525
	3 教育施設災害復旧費	2	35,000	35,002
歳 出	合 計	122,884,130	272,542	123,156,672

第2表 繰越明許費補正
(追加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総務管理費	防災行政無線移動系通信システム整備事業	10,610
		災害対策本部情報システム等整備経費	32,400
3 民 生 費	1 社会福祉費	老人福祉センターペレットボイラー導入事業	36,120
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	地下道等改修事業	48,500
		橋りょう修繕事業	262,000
	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	222,800
		大森山公園整備事業	13,216
10 教 育 費	5 社会教育費	明徳館ペレットボイラー導入事業	71,395
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	23,023
	3 教育施設災害復旧費	公立学校施設災害復旧事業	35,000

第3表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	平成25年度～平成26年度	10,276
北前船寄港地フォーラム開催費負担金	平成25年度～平成26年度	3,000
地方税電子申告審査システム関係経費	平成25年度～平成31年度	24,016
後期高齢者健康診査事業委託経費等	平成25年度～平成26年度	3,044
障がい者福祉関連サービス委託経費等	平成25年度～平成26年度	81,702
老人福祉関連サービス委託経費等	平成25年度～平成26年度	13,197
健康管理関連事業委託経費等	平成25年度～平成26年度	6,518
在宅子育てサポート事業	平成25年度～平成26年度	19,226
子ども広場運営事業	平成25年度～平成26年度	15,322
地域特産品等ブラッシュアップ事業	平成25年度～平成26年度	16,363
地域一体型6次産業化モデル事業	平成25年度～平成26年度	17,078
「美術館の街」活性化事業	平成25年度～平成26年度	32,000
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成25年度設定文書法制課分)	平成25年度～平成26年度	2,039
同上 (平成25年度設定人事課分)	平成25年度～平成26年度	7,621
同上 (平成25年度設定防災安全対策課分)	平成25年度～平成26年度	1,001
同上 (平成25年度設定契約課分)	平成25年度～平成26年度	15,068
同上 (平成25年度設定管財課分)	平成25年度～平成26年度	72,441
同上 (平成25年度設定公共施設監査保全室分)	平成25年度～平成26年度	6,719
同上 (平成25年度設定企画調整課分)	平成25年度～平成26年度	26,987
同上 (平成25年度設定財政課分)	平成25年度～平成26年度	3,888
同上 (平成25年度設定情報統計課分)	平成25年度～平成26年度	141,083
同上 (平成25年度設定市民税課分)	平成25年度～平成26年度	8,628
同上 (平成25年度設定地籍調査室分)	平成25年度～平成26年度	51
同上 (平成25年度設定東京事務所分)	平成25年度～平成26年度	13,165
同上 (平成25年度設定生活総務課分)	平成25年度～平成26年度	58,987

同 上 (平成25年度設定市民協働・地域分権推進課分)	平成25年度～平成26年度	45,421
同 上 (平成25年度設定市民課分)	平成25年度～平成26年度	14,953
同 上 (平成25年度設定西部市民サービスセンター分)	平成25年度～平成26年度	18,494
同 上 (平成25年度設定北部市民サービスセンター分)	平成25年度～平成26年度	28,494
同 上 (平成25年度設定河辺市民サービスセンター分)	平成25年度～平成26年度	9,768
同 上 (平成25年度設定雄和市民サービスセンター分)	平成25年度～平成26年度	10,314
同 上 (平成25年度設定市民相談センター分)	平成25年度～平成26年度	1,829
同 上 (平成25年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	平成25年度～平成26年度	102,505
同 上 (平成25年度設定福祉総務課分)	平成25年度～平成26年度	94,314
同 上 (平成25年度設定食肉衛生検査所分)	平成25年度～平成26年度	3,532
同 上 (平成25年度設定保健総務課分)	平成25年度～平成26年度	17,726
同 上 (平成25年度設定子ども総務課分)	平成25年度～平成26年度	3,233
同 上 (平成25年度設定子ども育成課分)	平成25年度～平成26年度	6,777
同 上 (平成25年度設定子ども健康課分)	平成25年度～平成26年度	2,259
同 上 (平成25年度設定環境総務課分)	平成25年度～平成26年度	1,992,038
同 上 (平成25年度設定商工労働課分)	平成25年度～平成26年度	461,081
同 上 (平成25年度設定大森山動物園分)	平成25年度～平成26年度	24,073
同 上 (平成25年度設定農林総務課分)	平成25年度～平成26年度	6,467
同 上 (平成25年度設定建設総務課分)	平成25年度～平成26年度	506,221
同 上 (平成25年度設定都市総務課分)	平成25年度～平成26年度	219,704
同 上 (平成25年度設定会計課分)	平成25年度～平成26年度	138
同 上 (平成25年度設定議会事務局分)	平成25年度～平成26年度	3,689
同 上 (平成25年度設定選挙管理委員会事務局分)	平成25年度～平成26年度	117
同 上 (平成25年度設定教育委員会総務課分)	平成25年度～平成26年度	41,976
同 上 (平成25年度設定学事課分)	平成25年度～平成26年度	217,219
同 上 (平成25年度設定教育研究所分)	平成25年度～平成26年度	130
同 上 (平成25年度設定文化振興室分)	平成25年度～平成26年度	3,796

同 上 (平成25年度設定スポーツ振興課分)	平成25年度～平成26年度	90,088
同 上 (平成25年度設定生涯学習室分)	平成25年度～平成26年度	90
同 上 (平成25年度設定中央公民館分)	平成25年度～平成26年度	583
同 上 (平成25年度設定東部公民館分)	平成25年度～平成26年度	191
同 上 (平成25年度設定南部公民館分)	平成25年度～平成26年度	146
同 上 (平成25年度設定北部公民館分)	平成25年度～平成26年度	74
同 上 (平成25年度設定太平山自然学習センター分)	平成25年度～平成26年度	9,405
同 上 (平成25年度設定自然科学学習館分)	平成25年度～平成26年度	8,140
同 上 (平成25年度設定中央図書館明德館分)	平成25年度～平成26年度	3,849
同 上 (平成25年度設定新屋図書館分)	平成25年度～平成26年度	833
同 上 (平成25年度設定雄和図書館分)	平成25年度～平成26年度	373
同 上 (平成25年度設定千秋美術館分)	平成25年度～平成26年度	75,489
同 上 (平成25年度設定民俗芸能伝承館分)	平成25年度～平成26年度	280
同 上 (平成25年度設定佐竹史料館分)	平成25年度～平成26年度	357
同 上 (平成25年度設定文化会館分)	平成25年度～平成26年度	50,224
同 上 (平成25年度設定商業高校分)	平成25年度～平成26年度	1,780
同 上 (平成25年度設定御所野学院高校分)	平成25年度～平成26年度	1,361
同 上 (平成25年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	平成25年度～平成26年度	585
同 上 (平成25年度設定消防本部総務課分)	平成25年度～平成26年度	42,306

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
社 会 福 祉 費	54,000	17,800	71,800	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
社 会 教 育 費	—	34,000	34,000			
農林水産施設災害復旧費	—	8,800	8,800			
教育施設災害復旧費	—	10,000	10,000			
計	11,533,800	70,600	11,604,400			

平成25年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）
平成25年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第1表 繰越明許費」による。
（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為を
することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負
担行為」による。

第1表 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	302,000
		秋田駅西北地区土地区画整理事業	108,000

第2表 債務負担行為

（単位：千円）

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成25年度設定）	平成25年度～平成26年度	13,690

平成25年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）
平成25年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に
定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事項	期間	限度額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成25年度設定）	平成25年度～平成26年度	2,608

平成25年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）
平成25年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,993千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,804千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 44,542	千円 2,097	千円 46,639
	1 繰入金	44,542	2,097	46,639
3 繰越金		6,300	4,896	11,196
	1 繰越金	6,300	4,896	11,196

歳 入 合 計	84,811	6,993	91,804
---------	--------	-------	--------

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 46,099	千円 6,993	千円 53,092
	1 総務管理費	46,099	6,993	53,092
歳 出 合 計		84,811	6,993	91,804

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成25年度設定)	平成25年度～平成26年度	2,009

平成25年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算(第2号)
平成25年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算(第2号)
は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成25年度設定)	平成25年度～平成26年度	79,294

平成25年度秋田市大森山動物園会計補正予算(第2号)
平成25年度秋田市の大森山動物園会計補正予算(第2号)は、
次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)
第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成25年度設定)	平成25年度～平成26年度	17,773

平成25年度秋田市廃棄物発電会計補正予算(第1号)
平成25年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算(第1号)は、次
に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成25年度設定)	平成25年度～平成26年度	8,900

平成25年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
 平成25年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
 は、次に定めるところによる。
 （債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成25年度設定）	平成25年度～平成26年度	169,544

平成25年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）
 平成25年度秋田市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）
 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成25年度設定）	平成25年度～平成26年度	351

平成25年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）
 平成25年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	平成25年度～平成26年度	352,466
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成25年度設定福祉総務課分）	平成25年度～平成26年度	24,875

平成25年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
 平成25年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）
 は、次に定めるところによる。
 （債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成25年度設定）	平成25年度～平成26年度	19,026

平成25年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）
 （総 則）
 第1条 平成25年度秋田市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （債務負担行為）

第2条 平成25年度秋田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。
 （債務負担行為）
 第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額

は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成25年度から 26年度まで	694,770千円

平成25年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）
（総 則）

第1条 平成25年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成25年度秋田市水道事業会計予算第6条に次の事項、
期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成25年度から 26年度まで	456,602千円

配水管整備事業	期 間	限度額
	平成25年度から 26年度まで	410,000千円

平成25年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）
（総 則）

第1条 平成25年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成25年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、
期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成25年度から 26年度まで	550,326千円

平成25年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
（総 則）

第1条 平成25年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第
1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 平成25年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次
の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成25年度から 26年度まで	97,778千円

秋田市告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、
次の市道の路線を廃止するので、同法第10条第3項において準用
する同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成25年12月24日

秋田市長 穂 積 志

1 廃止路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1062	明田山崎線	東通観音前377番地先	
		手形字山崎146番5地先	

2163	牛島茨島2 号線	牛島西三丁目20番2地先	
		茨島六丁目378番2地先	
20002	千秋城下町 坂道線	千秋久保田町4番10地先	
		千秋城下町202番97地先	
20468	手形山崎3 号線	手形字山崎37番1地先	
		手形字山崎43番1地先	
20469	手形山崎4 号線	手形字山崎34番3地先	
		手形字山崎53番4地先	
20470	手形山崎5 号線	手形字山崎32番1地先	
		手形字山崎65番2地先	
40725	外旭川神田 13号線	外旭川字神田280番13地先	
		外旭川字神田280番16地先	
40726	外旭川神田 14号線	外旭川字神田280番5地先	
		外旭川字神田280番8地先	
51038	茨島六丁目 29号線	茨島六丁目173番1地先	
		茨島六丁目173番4地先	

2 縦覧期間

平成25年12月24日から平成26年1月21日まで。ただし、土曜
日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日なら
びに平成25年12月29日から平成26年1月3日までを除く、午前
8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、
市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告
示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成25年12月24日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1087	明田山崎2 号線	東通観音前377番地先	
		手形字山崎146番4地先	
2188	牛島茨島4 号線	牛島西三丁目20番2地先	
		茨島六丁目380番2地先	
20971	手形山崎8 号線	手形字山崎152番1地先	
		手形字山崎210番2地先	
20972	手形山崎9 号線	手形字山崎205番地先	
		手形字山崎178番1地先	
20973	手形山崎10 号線	手形字山崎182番2地先	
		手形字山崎147番3地先	
20974	手形山崎11 号線	手形字山崎207番1地先	
		手形字山崎180番8地先	
20975	手形山崎12 号線	手形字山崎177番1地先	
		手形字山崎44番7地先	
20976	手形山崎13 号線	手形字山崎211番1地先	
		手形字山崎176番1地先	
20977	手形山崎14 号線	手形字山崎156番1地先	
		手形字山崎156番4地先	
20978	手形山崎15 号線	手形字山崎216番2地先	
		手形字山崎214番地先	

20979	手形山崎16号線	手形字山崎110番4地先	
		手形字山崎152番3地先	
20980	手形山崎17号線	手形字山崎32番1地先	
		手形字山崎77番3地先	
20981	手形山崎18号線	手形字山崎66番1地先	
		手形字山崎66番2地先	
20982	手形山崎19号線	手形字山崎166番4地先	
		手形字山崎163番1地先	
20983	手形山崎20号線	手形字山崎162番3地先	
		手形字山崎162番1地先	
20984	手形山崎21号線	手形字山崎37番1地先	
		手形字山崎38番2地先	
20985	手形山崎22号線	手形字山崎51番2地先	
		手形字山崎36番1地先	
20986	千秋城下町坂道2号線	千秋久保田町3番28地先	
		千秋城下町202番97地先	
30864	将軍野南一丁目20号線	将軍野南一丁目77番11地先	
		将軍野南一丁目77番15地先	
41281	外旭川神田23号線	外旭川字神田280番13地先	
		外旭川字神田459番4地先	
41282	外旭川神田24号線	外旭川字神田280番5地先	
		外旭川字神田443番1地先	
51042	茨島六丁目30号線	茨島六丁目173番1地先	
		茨島六丁目165番1地先	

51043	西潟敷14号線	仁井田字西潟敷25番7地先	
		仁井田字西潟敷25番9地先	
90476	飯島新町三丁目1号線	飯島新町三丁目58番18地先	
		飯島新町三丁目51番24地先	
90477	飯島新町三丁目2号線	飯島新町三丁目58番13地先	
		飯島新町三丁目58番10地先	
90478	飯島新町三丁目3号線	飯島新町三丁目58番4地先	
		飯島新町三丁目58番1地先	
90479	飯島新町三丁目4号線	飯島新町三丁目56番5地先	
		飯島新町三丁目56番2地先	

2 縦覧期間

平成25年12月24日から平成26年1月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日ならびに平成25年12月29日から平成26年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点		延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終	点		
市道	明田山崎2号線	東通観音前377番地先		1,581.20	16.00 ～ 25.00
		手形字山崎146番4地先			
市道	牛島茨島4号線	牛島西三丁目20番2地先		1,286.40	7.00 ～ 29.50
		茨島六丁目380番2地先			
市道	手形山崎8号線	手形字山崎152番1地先		120.50	6.00
		手形字山崎210番2地先			
市道	手形山崎9号線	手形字山崎205番地先		116.20	6.00
		手形字山崎178番1地先			
市道	手形山崎10号線	手形字山崎182番2地先		29.50	4.00
		手形字山崎147番3地先			
市道	手形山崎11号線	手形字山崎207番1地先		59.20	6.00
		手形字山崎180番8地先			
市道	手形山崎12号線	手形字山崎177番1地先		247.70	6.00
		手形字山崎44番7地先			
市道	手形山崎13号線	手形字山崎211番1地先		116.90	6.00
		手形字山崎176番1地先			
市道	手形山崎14号線	手形字山崎156番1地先		28.30	4.00
		手形字山崎156番4地先			
市道	手形山崎15号線	手形字山崎216番2地先		36.10	6.00
		手形字山崎214番地先			
市道	手形山崎16号線	手形字山崎110番4地先		124.80	6.00
		手形字山崎152番3地先			
市道	手形山崎17号線	手形字山崎32番1地先		103.00	6.00
		手形字山崎77番3地先			
市道	手形山崎18号線	手形字山崎66番1地先		29.70	4.00
		手形字山崎66番2地先			

市道	手形山崎19号線	手形字山崎166番4地先	103.90	6.00
		手形字山崎163番1地先		
市道	手形山崎20号線	手形字山崎162番3地先	27.50	4.00
		手形字山崎162番1地先		
市道	手形山崎21号線	手形字山崎37番1地先	87.80	6.00
		手形字山崎38番2地先		
市道	手形山崎22号線	手形字山崎51番2地先	46.80	4.00
		手形字山崎36番1地先		
市道	千秋城下町坂道2号線	千秋久保田町3番28地先	124.00	7.10
		千秋城下町202番97地先		12.40
市道	将軍野南一丁目20号線	将軍野南一丁目77番11地先	62.00	6.00
		将軍野南一丁目77番15地先		
市道	外旭川神田23号線	外旭川字神田280番13地先	145.00	6.00
		外旭川字神田459番4地先		
市道	外旭川神田24号線	外旭川字神田280番5地先	64.00	6.00
		外旭川字神田443番1地先		
市道	茨島六丁目30号線	茨島六丁目173番1地先	86.00	4.00
		茨島六丁目165番1地先		4.50
市道	西潟敷14号線	仁井田字西潟敷25番7地先	35.20	6.00
		仁井田字西潟敷25番9地先		
市道	飯島新町三丁目1号線	飯島新町三丁目58番18地先	105.00	6.00
		飯島新町三丁目51番24地先		7.00
市道	飯島新町三丁目2号線	飯島新町三丁目58番13地先	53.00	6.00
		飯島新町三丁目58番10地先		
市道	飯島新町三丁目3号線	飯島新町三丁目58番4地先	53.00	6.00
		飯島新町三丁目58番1地先		
市道	飯島新町三丁目4号線	飯島新町三丁目56番5地先	53.00	6.00
		飯島新町三丁目56番2地先		

2 区域決定および供用開始の期日 平成25年12月24日

3 縦覧期間 平成25年12月24日から平成26年1月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日ならびに平成25年12月29日から平成26年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	千秋城下町2号線	秋田市千秋城下町201番33地先 秋田市千秋城下町201番27地先	427.60	3.00 ～ 6.20
	新	千秋城下町2号線	秋田市千秋城下町201番33地先 秋田市千秋城下町201番27地先	427.60	3.00 ～ 6.20
	旧	千秋久保田町手形新栄町線	秋田市千秋久保田町3番15地先 秋田市手形住吉町31番2地先	1,075.50	2.50 ～ 16.00
	新	千秋久保田町手形新栄町線	秋田市千秋久保田町3番15地先 秋田市手形住吉町31番2地先	1,164.50	2.50 ～ 20.00
	旧	手形若葉町1号線	秋田市手形字西谷地86番3地先 秋田市手形字西谷地103番2地先	336.80	4.40
	新	手形若葉町1号線	秋田市手形字西谷地86番3地先 秋田市手形字西谷地103番2地先	336.80	4.40 ～ 6.20

- 2 区域変更および供用開始の期日 平成25年12月24日
- 3 縦覧期間 平成25年12月24日から平成26年1月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日ならびに平成25年12月29日から平成26年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月24日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1 供用開始の区間

整理番号	路線名	供用開始区間
2159	山崎十七流線	秋田市手形字山崎64番1地先 秋田市手形字山崎33番1地先
20796	千秋久保田町7号線	秋田市千秋久保田町110番2地先 秋田市千秋久保田町3番58地先
20902	手形西谷地39号線	秋田市手形字西谷地203番1地先 秋田市手形字西谷地184番2地先

- 2 区域変更および供用開始の期日 平成25年12月24日
- 3 縦覧期間 平成25年12月24日から平成26年1月21日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日ならびに平成25年12月29日から平成26年1月3日までを除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第337号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年12月25日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市外旭川字山崎292番地7
セブーンイレブン秋田泉北3丁目店
店長 小 番 紀 征

受託者の住所および氏名

秋田市八橋本町二丁目12番45号
セブーンイレブン秋田臨海店
店長 五十嵐 雄 一

受託者の住所および氏名

秋田市広面字土手下53番地2 ハイム SATO B203
セブーンイレブン秋田手形西谷地店
店長 木 下 順 子

秋田市告示第338号

秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年12月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市太平山スキー場
太平山リゾート公園
- 2 指定管理者 秋田市仁別字マンタラメ213番地
太平山観光開発株式会社
代表取締役社長 木 内 鑛 生
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

秋田市告示第339号

秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成25年12月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市西部市民サービスセンター（秋田市市民サービスセンター条例（平成20年秋田市条例第38号）第4条の表秋田市西部市民サービスセンターの項第1号から第6号までに規定する多目的ホール、和室、洋室、音楽室、調理室および陶芸工作室に限る。）
- 2 指定管理者 秋田市新屋扇町13番34号
西部地域住民自治協議会
会長 藤 澤 浩
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

教 委 告 示

秋田市教委告示第16号

平成25年12月26日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成25年12月20日

秋田市教育委員会
委員長 進 藤 光 子

付議案件

職員の人事について承認を求める件

選 管 告 示

秋市選管告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成25年12月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

- 1 50分の1の数 5,329人
- 2 3分の1の数 88,809人

秋市選管告示第78号

秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選管告示第6号）第2条第3項の規定に基づき、秋田市選挙管理委員会の委員長選挙にお

いて当選した者の住所および氏名を次のとおり告示する。
平成25年12月25日

秋田市選挙管理委員会
秋田市新屋豊町10番30号 塚 田 勇

農 委 告 示

秋田市農委告示第17号

平成25年12月18日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年12月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（8件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成25年度第8号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（4件）
- 5 競（公）売等適格証明申請に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第58号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、公金の徴収事務を委託するので、同法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年12月2日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 受託者の名称
秋田市上下水道サービス株式会社
代表取締役 高橋 正 男
- 2 受託者の所在地
秋田市山王臨海町3番18号
- 3 委託期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 委託区域
秋田市内全域および秋田市上下水道局が定めた区域
- 5 公金の徴収に係る委託業務の範囲
 - (1) 受付業務
 - (2) 収納業務
 - (3) 滞納整理業務
 - (4) 電子計算処理業務
 - (5) 検針業務
 - (6) 開栓・閉栓業務および精算業務
 - (7) 調定および更正に係る業務
 - (8) 前各号の業務に附帯する業務で、秋田市上下水道局が指示する業務

秋田市上下水道局告示第59号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一

般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成26年1月1日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市八橋本町六丁目12番15号
- 7 縦覧の期間
平成25年12月18日から同月31日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

秋田市上下水道局告示第60号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成25年12月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 指定給水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
和田設備	和田道春	潟上市天王大崎字野沢193番地19

- 2 指定年月日
平成25年12月19日

秋田市上下水道局告示第61号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成25年12月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
和田設備	和田道春	潟上市天王大崎字野沢193番地19

- 2 指定年月日
平成25年12月19日

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づ

き実施するインフルエンザ定期予防接種について、予防接種実施医療機関名が変更となったため、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月2日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		
	変更前	変更後	所在地
佐藤 敬文	秋田共立病院	共立クリニック	秋田市南通亀の町14番23号

2 変更年月日

平成25年11月1日

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成25年12月4日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市横森五丁目21番9号

山建開発株式会社

代表取締役 山内 智博

2 道路位置指定箇所

秋田市横森五丁目43番1

3 道路幅員 4.01～4.07メートル

4 道路延長 31.00メートル

5 指定年月日および番号

平成25年12月4日 第9号

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により、平成25年8月1日付け都計第52号協議が成立したことをもって開発許可があったものとみなされた開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年12月4日

秋田市長 穂 積 志

1 協議が成立したことをもって開発許可があったものとみなされた者の住所および氏名

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市長 穂 積 志

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市上北手猿田字苗代沢139番12および139番13

秋田市公告

秋田市財務規則第120条の2第3号の規定により、総合窓口支援システム構築業務について契約を締結したので公告する。

平成25年12月5日

秋田市長 穂 積 志

業務名	総合窓口支援システム構築業務
契約締結日	平成25年12月4日
契約の相手方	住 所 秋田市旭北錦町5番50号 業者名 日本電気株式会社秋田支店
契約金額	101,476,800円
契約の相手方とした理由	企画提案では、住民情報システムとの連動を活用し、即時のデータ反映、登録が行えるなど事務の効率化が図られるものであった。 また、システムはWeb方式によるもののため、端末機を容易に拡大出来るほか、機器の共有など拡張性を考慮したユニバーサルフロアとなる新庁舎に適していると判断した。
担当課	秋田市市民生活部市民課

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成25年12月11日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（168台）

追分駅東自転車等駐車場 2台

追分駅前自転車等駐車場 37台

上飯島駅自転車等駐車場 3台

土崎駅前自転車等駐車場 35台

土崎図書館前自転車等駐車場 8台

土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 25台

新屋駅前自転車等駐車場 33台

四ツ小屋駅東自転車等駐車場 1台

秋田駅東自転車等駐車場 1台

秋田駅西地下自転車駐車場 2台

アトリオン広場地下自転車駐車場 6台

牛島駅西自転車等駐車場 2台

牛島駅東自転車等駐車場 13台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成25年12月5日および同月6日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）の通り

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成25年12月25日から平成26年6月25日まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日までを除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課
電話 866-2035

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施するインフルエンザ定期予防接種について、予防接種を行う医師の氏名が変更となった届出があったため、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月19日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

予防接種を行う医師の氏名		予防接種を行う主たる場所
変更前	変更後	秋田市川元松丘町4番30号 市立秋田総合病院
面川 真由	小坂 真由	

2 届出年月日

平成25年12月11日

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成25年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年12月20日

秋田市長 穂 積 志

- 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

秋田市の文化財イラストマップへの広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成25年12月20日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

- 入札名 文化財イラストマップ広告掲載者選定に係る入札
- 広告媒体 文化財イラストマップ
- 予定価格（税抜き） 最低落札価格 49,524円
- 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
 - イ 租税に滞納がないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
 - エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。

2 掲載する広告に関する事項

- 規格等 掲載寸法は、日本工業規格B列5番とし、掲載紙面は「文化財イラストマップ」（B2版、両面カラー、長2ツ折り後ジャバラ折り（6ツ山）、紙質：上質紙90kg）の裏

面右上とする。

- 色 フルカラー
- 発行部数 20,000部
- 配布対象 文化施設、図書館、公民館等
- 広告の内容等

ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。

イ 広告の内容およびデザインは、秋田市広告掲載要綱および秋田市広告掲載基準を遵守し、広く市民が手にする印刷物であることを十分考慮したものとす。

ウ 広告枠内に「広告」と表示すること。

3 入札に関する事項

- 日時 平成26年1月17日(金) 午前10時
- 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- 落札者の決定 落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。
- 契約日 平成26年1月24日(金)（予定）
- 契約金額（広告料）の支払 広告料は、平成26年3月28日(金)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

(6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申込みに関する事項

- 入札参加希望者は、平成26年1月9日(木)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 納税証明書 写し可

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの

納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票） 写し可

- 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年12月20日(金)から平成26年1月9日(木)までの平日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日、12月30日、12月31日、1月2日および1月3日は受け付けられないので、注意すること。)

イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室
 ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成26年1月15日(水)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
 秋田市教育委員会文化振興室文化財担当
 電話 018-866-2246

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同施行令第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第6条の2において準用する同施行令第5条第4項の規定に基づき公告する。

平成25年12月27日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内まで及び右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）に係る土地収用事件（平成25年秋収委第16号）

2 書類の名称

平成25年12月19日付け秋収委-22「審理の開始について（通知）」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城笠岡字家越73番の土地の所有者
 細 谷 ハルエ 住所不明
 （ただし、住民票の住所は秋田県秋田市飯島松根東町2番87号）
 宇佐美 敏 住所不明
 （ただし、最後の住所は大阪府大阪市北区山崎町5番10号）
 木 本 信 夫 住所不明
 （ただし、住民票の住所は和歌山県和歌山市中島503番地）
 那 部 エ ミ 住所不明
 （ただし、本籍は秋田県秋田市土崎港西三丁目108番地）
 保 坂 俊 春 住所不明
 （ただし、最後の住所は宮城県桃生郡鳴瀬町牛綱字四十八番地の6）

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

- (1) 掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）
- (2) 掲示を始めた年月日 平成25年12月27日
- (3) 掲載される公報 平成25年12月27日付けの秋田県公報

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342

号）第6条の2において準用する同施行令第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第6条の2において準用する同施行令第5条第4項の規定に基づき公告する。

平成25年12月27日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内まで及び右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）に係る土地収用事件（平成25年秋収委第17号）

2 書類の名称

平成25年12月19日付け秋収委-23「審理の開始について（通知）」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡107番の土地の所有者
 細 谷 ハルエ 住所不明
 （ただし、住民票の住所は秋田県秋田市飯島松根東町2番87号）
 宇佐美 敏 住所不明
 （ただし、最後の住所は大阪府大阪市北区山崎町5番10号）
 那 部 エ ミ 住所不明
 （ただし、本籍は秋田県秋田市土崎港西三丁目108番地）
 保 坂 俊 春 住所不明
 （ただし、最後の住所は宮城県桃生郡鳴瀬町牛綱字四十八番地の6）

4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実

- (1) 掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）
- (2) 掲示を始めた年月日 平成25年12月27日
- (3) 掲載される公報 平成25年12月27日付けの秋田県公報

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同施行令第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第6条の2において準用する同施行令第5条第4項の規定に基づき公告する。

平成25年12月27日

秋田市長 穂 積 志

1 事件名

一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内まで及び右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）に係る土地収用事件（平成25年秋収委第18号）

2 書類の名称

平成25年12月19日付け秋収委-24「審理の開始について（通知）」

3 通知を受けるべき者

秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡133番の土地の所有者
 細 谷 ハルエ 住所不明
 （ただし、住民票の住所は秋田県秋田市飯島松根東町2番87号）
 宇佐美 敏 住所不明
 （ただし、最後の住所は大阪府大阪市北区山崎町5番10号）
 木 本 信 夫 住所不明
 （ただし、住民票の住所は和歌山県和歌山市中島503番地）
 那 部 エ ミ 住所不明

(ただし、本籍は秋田県秋田市土崎港西三丁目108番地)
保 坂 俊 春 住所不明
(ただし、最後の住所は宮城県桃生郡鳴瀬町牛綱字四十八番地の6)

- 4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実
- (1) 掲示されている場所 秋田県掲示場(秋田県庁正面玄関前)
 - (2) 掲示を始めた年月日 平成25年12月27日
 - (3) 掲載される公報 平成25年12月27日付けの秋田県公報

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成25年12月9日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

賦課対象区域

仁井田本町四丁目および仁井田字横山(別添図面(省略)に表示された施工箇所を面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの)

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年12月13日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第14号	活性炭購入	秋田市八橋本町六丁目12番15号(八橋終末処理場)他	平成26年3月24日(月)

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年12月25日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年12月27日(金)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年12月24日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年12月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年12月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年12月25日(水)から同月26日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入

札参加希望者を公募する。

平成25年12月13日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納品場所	納入期限
第15号	行政情報ネットワークシステム用パソコン等購入その2	秋田市上下水道局	平成26年3月24日(月)

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年12月25日(水) 午前10時20分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年12月27日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年12月24日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年12月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年12月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年12月25日(水)から同月26日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年12月13日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納品場所	納入期限
第16号	転倒時保護構造キャブ搭載ホイールローダー（新車）購入	仁井田浄水場（秋田市仁井田字新中島221番地2）	平成26年2月28日(金)

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年12月25日(水) 午前10時40分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年12月27日(金)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年12月24日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年12月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年12月13日(金)から同月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年12月25日(水)から同月26日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。

- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

